

理論と実践の経営財務入門①

財務諸表の 徹底理解



貸借対照表・損益計算書と
キャッシュフロー計算書の構造と相関を理解する

企画・販売 日本ビジネスドック株式会社
製作・編集 一般社団法人全国経営診断士会

はじめに

近年、「金融リテラシー」という言葉が、一般的に用いられるようになりました。リテラシーとは、「物事を正しく理解・判断し活用できる能力」のことです。「理論と実践の経営財務入門」と題した本通信講座は、金融コンサルタントのみならず、経営者ならびに経営幹部、ファイナンシャル・プランナーなど幅広い分野の方々を対象として、財務分野における金融リテラシー向上を目指して構成されています。

第1分冊「財務諸表の徹底理解」では、財務諸表の各勘定科目が何を表しているのかを初心者でも理解できるように解説しています。

第2分冊「財務分析手法と応用」では、単に計算式を用いて数字を導くのではなく、その意味するところを、ケーススタディをもとに学んでいきます。

第3分冊「総合的財務力を計る経営診断」では、第1分冊と第2分冊で学んだ知識を活かして、財務諸表の裏側を読み解く目利き力を学んでいきます。

この度、一般社団法人全国経営診断士会では、本通信講座を優秀な成績で終了した受講者を、「CFM財務管理診断士 (Certified Financial Master)」として認定することといたしました。

基準は以下のとおりです。

- ・ 3回の添削問題を期限までに提出すること
- ・ 3回の得点が、いずれも70点以上であること

3冊のテキストを熟読し、それぞれのテキストに準拠した3回の添削問題に取り組むことにより、十分な知識と理解力が身につくことを期待しております。

本講座が、皆様の「金融リテラシー」の向上に資することを願ってやみません。

2016年3月

一般社団法人全国経営診断士会

製作・編集代表 藤田雅彦

目次

序 章	5
1. 財務諸表の役割	6
(1) 財務諸表とは	6
(2) 財務諸表の種類	7
会社法の計算書類	7
金融商品取引法の財務諸表	7
財務三表	8
(3) 財務諸表と複式簿記	8
(4) 会計制度	9
(5) 企業会計原則	9
企業会計原則の目的	9
企業会計原則の一般原則	10
2. 貸借対照表	15
(1) 貸借対照表とは	15
貸借対照表の表示	15
(2) 貸借対照表の様式	15
(3) 貸借対照表作成の基準	20
流動と固定の区分	20
流動性配列法と固定性配列法	21
総額主義の原則	23
重要性の原則	23
(4) 資産の部	23
資産の評価方法	24
流動資産	26
【キーワード】 有価証券	28
【キーワード】 棚卸資産	29
【キーワード】 税効果会計	33
【キーワード】 貸倒引当金	33

固定資産	35
有形固定資産	36
【キーワード】 リース取引	37
無形固定資産	39
【キーワード】 減価償却	40
投資その他の資産	48
繰延資産	49
(5) 負債の部	50
流動負債	51
固定負債	53
【キーワード】 引当金	54
(6) 純資産の部	55
株主資本	55
評価・換算差額等	58
新株予約権	58
少数株主持分（連結貸借対照表のみ）	59
3. 損益計算書	61
(1) 損益計算書とは	61
損益計算書の原則	62
区分表示	64
(2) 5つの利益	64
(3) 損益計算書の項目	66
売上高	67
【キーワード】 収益の認識基準	67
売上原価	68
製造原価明細書（または、製造原価報告書）	69
販売費および一般管理費	72
営業外収益	75
営業外費用	75
特別利益	76

特別損失	77
4. 貸借対照表と損益計算書の関係	79
(1) 貸借対照表の利益と損益計算書の利益	79
(2) 資産と費用の関係	79
(3) 負債と収益の関係	80
5. 株主資本等変動計算書	81
6. キャッシュ・フロー計算書	83
(1) キャッシュ・フロー計算書とは	83
キャッシュ・フロー計算書の目的	83
キャッシュ・フロー上の資金の範囲	83
(2) キャッシュ・フロー計算書と貸借対照表および損益計算書との関係	83
キャッシュ・フロー計算書と貸借対照表との関係	84
キャッシュ・フロー計算書と損益計算書との関係	84
(3) キャッシュ・フロー計算書のしくみ	86
(4) 営業活動によるキャッシュ・フロー	86
(5) 投資活動によるキャッシュ・フロー	94
(6) 財務活動によるキャッシュ・フロー	95
(7) フリー・キャッシュ・フローという考え方	97
(8) 3種類のキャッシュ・フローと企業体質の関係	98
7. 注記と附属明細表	102
(1) 注記とは	102
(2) 注記の内容と記載方法	102
(3) 注記内容の項目	103
(4) 附属明細表とは	106
附 録 (ハイデイ日高財務諸表)	108
索 引	113

序 章

第1分冊「財務諸表の徹底理解」では、主として、財務三表といわれる貸借対照表、損益計算書およびキャッシュ・フロー計算書を中心に解説していきます。

企業の財務会計には、一定のルールがあると同時に、それぞれの企業の恣意性が認められています。

「理論と実践の経営財務入門」では、基本のルールを学んだうえで、実在する企業がどのようにルールを適用しているのかを確認しながら理解を深めていただく構成にしています。

本テキストでは、具体的企業として中華料理店「日高屋」を全国展開しています。「株式会社ハイデイ日高」を取り上げ、公開されている財務諸表をもとに「ケーススタディ」として解説しています。

また、解釈が難しいと思われるところでは、「これで納得!!」のコーナーをもうけており、より平易な言葉で理解を助けるようにしています。さらに、重要な語彙は、「キーワード」のコーナーで詳細な説明を行っております。

また、第1分冊においては、おもに個別財務諸表について解説し、連結財務諸表については、第3分冊で詳しく解説することになっています。

1. 財務諸表の役割

(1) 財務諸表とは

財務諸表とは、企業の財政状態や経営成績を明らかにするために作成・報告する書類です。企業には、企業を運営するための資金を出資する人、出資した資金を元に企業を運営する人、融資などをする金融機関などさまざまな利害関係者が存在します。

利害関係者は、

会社の財政状態は健康なのか？

会社は十分に利益を確保しているのか？

運転資金等は十分に足りているか？

などが気になりますが、その情報源として財務諸表があります。

利害関係者と財務諸表の利用目的

利害関係者	利用目的
経営者	経営管理
株主	投資判断
金融機関	融資判断
取引先	経営体力・支払力

利害関係者は、財務諸表をそれぞれの意思決定に活用します。

たとえば、経営者は、自らの会社の経営がどのように推移しているのかを、財務諸表により確認し、次の経営判断の根拠とします。

株主は、自ら出資した会社が十分な利益を出し、配当する余力があるのか気になります。

金融機関は、財務諸表により、自ら融資した資金が十分に活用されているのか、回収に不安がないのかの確認を行います。

取引先は、商品を納入したお金がちゃんと回収できるのかを、財務諸表により判断することとなります。

また、作成された財務諸表を、利害関係者に公開することを「ディスクロージャー」といいます。

(2) 財務諸表の種類

いわゆる「財務諸表」といわれるものには、会社法上の計算書類と金融商品取引法上の財務諸表の2つの種類があります。

一般的には、ともに「決算書」といわれています。

◆会社法の計算書類

会社法とは、会社の設立、組織、運営および管理の一般について定めたものです。また、株主と債権者の保護を目的に会社の計算に関する規定を定めています。

その計算書類として、以下の書類を備えることを義務付けています。

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

◆金融商品取引法の財務諸表

東京証券取引所などの証券市場に上場している会社は、投資家保護を目的に会社の状況を報告する義務があります。一般の投資家が、投資対象先の会社を知るすべは、開示書類に拠ることになるため、会社法上の計算書類以上の情報開示が求められています。その報告書類として以下の書類があります。

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

キャッシュ・フロー計算書

附属明細表

ちなみに、上場企業が開示する重要な書類を、有価証券報告書、略して有報(ゆうほう)といいます。

◆財務三表

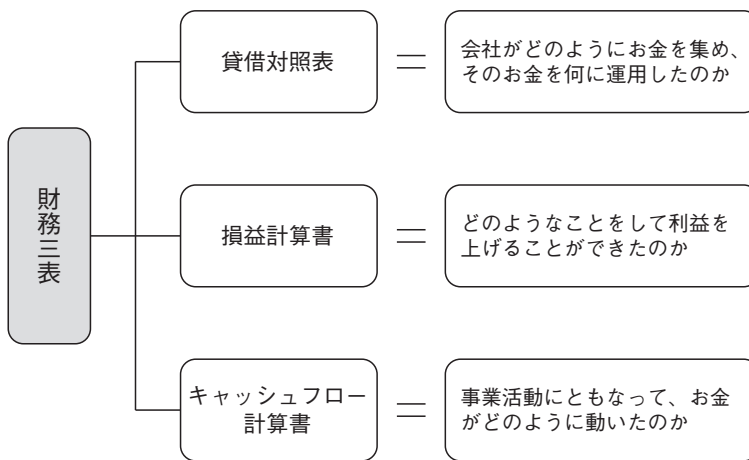
会社法も金融商品取引法も会社の状況を報告するために財務諸表の作成を求めています。基本となるのが貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書の「財務三表」といわれるものです。

財務三表の役割は以下の通りです。

貸借対照表 決算日現在の財政状態を表す書類

損益計算書 一定期間の経営成績を表す書類

キャッシュ・フロー計算書 一定期間のお金の流れを表す書類



(3) 財務諸表と複式簿記

企業が日々の取引を記録する方法を「仕訳」といいます。また、仕訳を、現金出納帳や売上帳などの関連する帳簿に転記・集計する作業を「簿記」といいます。

簿記とは「帳簿記入」の略語で、英語では、「Book keeping」、帳簿 (book) 記入 (keeping) といひます。

会計取引の事実を記録する場合には、

- 企業の経済活動のすべてがもれなく記録されていること (網羅性)
- 会計記録が検証可能な証拠資料に基づいていること (立証性)
- すべての会計記録が秩序だったルールにより行われていること (秩序性)

のすべての要件をみたさなければなりません。

複式簿記とは、全ての取引を、その二面性に着眼して記録していく記帳法です。取引の二面性とは、取引には原因としての側面と結果としての側面があることをいいます。例えば、建物を現金で購入した場合、建物の増加（資産の増加）という側面と現金の減少（資産の減少）という2つの側面があります。

複式簿記では1つの取引における取引金額を、取引の原因と結果の観点から振り分け、それぞれ同一金額を記録することになるのです。

ひとつの項目に絞って取引を記録・集計するだけの単式簿記よりも、複式簿記の方が手順としては複雑になりますが、資金の収支に限らず全体的な財産の状態と損益の状態を把握できるという利点があります。

一般的には、単に簿記というところの複式簿記を指します。また、会社の決算報告では複式簿記により作成された損益計算書、貸借対照表の公表が義務付けられています。

（４） 会計制度

日本の企業会計は、会社法、金融商品取引法、法人税法による税務会計の3つの法律により制度化されてきました。

昭和23年に制定された証券取引法（現、金融商品取引法、平成9年施行）、財務諸表の記載に関して、昭和24年に制定された企業会計原則、昭和25年企業会計原則に合わせるため改正された商法（現、会社法、平成7年施行）によって会計制度がなりたっています。

（５） 企業会計原則

企業会計原則は、その財務諸表を作成するためのルールを統一するために制定されました。

◆企業会計原則の目的

企業会計原則は、法令ではなく、企業会計の実務の中で会計慣習として発達したもののなかから、一般に公正妥当と認められたところを成文化したものです。

すべての企業がその会計を処理するにあたって従わなければならない会計規範としての役割をもっています。

会社法、金融商品取引法、法人税法での企業会計の取り扱いも企業会計原則を重視しています。

◆企業会計原則の一般原則

一般原則は、企業会計における基本的な考え方、目的を表示しており、財務諸表作成の根本となる7つの原則から成り立っています。

①真実性の原則

「企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものでなければならない。」

貸借対照表、損益計算書により報告される報告は「真実」でなければならないということです。一方、その報告に際して、ある程度企業側にその採用する会計処理について個々の企業に最適なやり方を選択する自由を認めています（経理自由の原則）。すなわち、作成される会計報告は誰がやっても全く同じになるといった「絶対的真実」ではなく、ある程度の幅を持った「相対的真実」であるということです。但し、それはあくまで一般に公正妥当と認められる範囲でのことであって、この原則はその自由性に一定の限界があることを示しています。

たとえば、減価償却費を計算するにあたって、定率法などいくつかの方法がありますが、企業は、それぞれの企業にあった方法を選択して財務諸表を作成することができます。どれを選択するかによって異なった数字が報告されますが、どれも真実な財務諸表ということになります。

②正規の簿記の原則

「企業会計は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならない。」

企業会計は利害関係者に対して正確な財務諸表を開示するという目的をもっています。

そのため、企業会計においては、正確、整然、明瞭かつ継続的に記録する複式簿記での処理を求めています。

③資本取引・損益取引区分の原則

「資本取引と損益取引とを明瞭に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金とを混同してはならない。」

これは企業財務の健全性を保つために要請される原則で、企業が適正な期間損益を計算するにあたって、資本とすべき項目に利益が混入したり、また逆に、利益とすべき項目が資本に混入したりすることにより、利益を過大に計上したり、逆の場合として利益隠しといった不健全な経理操作を防ぐことで、企業の永続と発展を期待するものです。

資本取引とは、資本の増減などを伴う取引であり、会社設立時の出資金、増資や減資、転換社債の株式への転換などがあります。

損益取引とは、当期の収益および費用を生じさせる取引であり、経営活動の結果生じるものです。

資本取引から生じた資本剰余金と損益取引から生じた利益剰余金を明確に区別して、貸借対照表を作成する必要があります。

これで納得!!

例えば、会社経営者が、元手として振り込んだお金（資本）が、会社の銀行口座に入金されたとしても、取引銀行に決算書をよくみせる目的などで、元手資金（資本）をもうけ（利益）として処理してはいけないというものです。

④明瞭性の原則

「企業会計は、財務諸表によって、利害関係者に対し必要な会計事実を明瞭に表示し、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。」

企業会計は、企業の姿を映し出す鏡だとした場合、企業の真実の姿をできるだけ明瞭な形で反映するものでなければなりません。

会計とはそもそも、財務諸表によって、出資者や債権者などの利害関係者の意思決定に資するために、企業の状況や会計事実を明瞭に開示することで、経営者の説明責任を全うするためのものです。従って、この明瞭性の原則は、正確な帳簿の作成を求める「正規の簿記の原則」とあいまって、正確な開示という企業会計の使命実現にとってきわめて重要な意義を有しています。

その使命実現のために、財務諸表自体を明瞭で分かりやすいものにすると同時に、附属明細表などを利用して 必要な情報を補足しなければならないのです。

⑤継続性の原則

「企業会計は、その処理の原則及び手続きを每期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。」

企業が、その業種や規模により、自ら最も適していると判断する会計原則や手続きを採用することは、一般に公正妥当と認められる限り自由です（経理自由の原則）。但し、1つの会計事実について複数の会計処理の原則または手続きの選択適用が認められている場合に、その会計処理の原則または手続きを一旦採用したならば、正当な理由がある場合を除き、財務諸表の期間比較や利益操作を排除するために、継続適用しなければならないことを要求しています。

採用した原則を每期自由に変更することを認めると、利益操作を行う余地を与え、また期毎の比較を困難にするなどの問題が生じてしまいます。この原則はこうした問題を防ぎ、経理の首尾一貫性を担保するものです。一方、経済環境の変化や経営方針の変更（変更することで企業会計がより合理的になる場合）など、

正当な理由がある場合には、変更は認められています。

⑥保守主義の原則

「企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならない。」

企業が安全を保持し、健全な発展をはかるために、企業の将来の危険に備えて慎重な判断に基づく会計処理を行う必要があります。

具体的には、貸倒引当金の手当や一部の資産に対して低価法を採用して評価損を計上するなどの会計処理、資産に対して原価法を採用して評価益の計上を抑え、収益に対しては未実現利益の計上を抑えること等を指しています。

これは、債権者の保護、投資家保護、企業の経営維持の目的などのためです。しかし、過度の保守主義は、期間損益計算を不適正にさせる結果となるため、真实性の原則に反して、認められません。

これで納得!!

保守主義の原則は、特に有価証券と商品などの棚卸資産の貸借対照表価額において重要です。

- ・原価法…通常は取得原価で表示しますが、資産価値の低下が著しく、回復の可能性がない場合「強制評価減」を行い時価で表示します。
- ・低価法…原価法による価格と時価のいずれか低い価額を表示します。

原価法と低価法を比較した場合、低価法によるほうがより保守的といえます。

また、低価法は含み益は認識せず含み損だけを認識しますので、時価会計と異なります。

⑦単一性の原則

「株主総会提出のため、信用目的のため、租税目的のため等、種々の目的のために異なる形式の財務諸表を作成する必要がある場合、それらの内容は、信頼しうる会計記録に基づいて作成されたものであって、政策の考慮のために事実の真実な表示をゆがめてはならない。」

単一性の原則は、企業が会社内部で作成する会計帳簿は一つだけしか認めないとする原則で、いわゆる二重帳簿など不正な経理を戒めることを狙いとしています。企業は財務諸表をさまざまな目的、例えば、会社法の要請による株主総会提出のため、金融商品取引法の要請による信用目的のため、税法による納税申告のためなどに作成されますが、単一性の原則は、様々な形式を持つそれらの財務諸表の源はただ一つでなくてはいけない（実質一元・形式多元）とする原則です。

7つの一般原則の内容を簡単にまとめると以下ようになります。

	原則	内容
1	真実性の原則	粉飾決算や虚偽記載をしてはいけません
2	正規の簿記の原則	正確な会計帳簿を作成して、正確な決算書をつくりなさい
3	資本取引・損益取引区分の原則	資本と利益は区別しなさい
4	明瞭性の原則	見やすくわかりやすい財務諸表を作りなさい
5	継続性の原則	会計処理方法は每期継続して適用し、みだりに変更してはいけません
6	保守主義の原則	企業の財政に不利な影響が出る可能性を考慮して、将来の危険に備えて慎重に会計処理しなさい
7	単一性の原則	二重帳簿を作ってはいけません

2. 貸借対照表

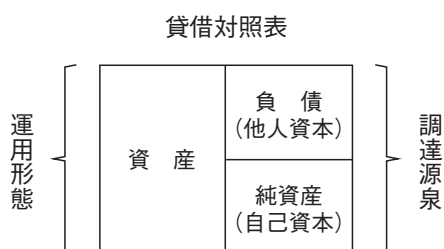
(1) 貸借対照表とは

貸借対照表（バランス・シート＝Balance Sheet：B/S）は、ある一定時点（決算日）の企業の財政状態を表しています。貸借対照表を見れば、企業がその活動に利用している資本がどのような源泉から調達され、その資本がどのように運用されているのか、資本の調達源泉とその運用形態がわかります。

◆貸借対照表の表示

貸借対照表は左側と右側に分かれています。左側を「資産の部」、右側を「負債の部および純資産の部」といいます。

資産の部は、負債の部および純資産の部で集めてきたお金を、どのように使ったかをあらわしており、負債の部は、将来返済しなければならない債務で他人から借りたお金を表しています。そのため、負債の部のことを「他人資本」ともいいます。純資産の部は、資本という出資してもらったお金と、自分で稼いだお金の合計を表しています。将来、返済する必要のないお金であり、「自己資本」ともいいます。



※貸借対照表の左側（資産）の合計と右側（負債・純資産の合計）は常に一致（バランス）するので、バランス・シートと呼ばれています。

(2) 貸借対照表の様式

貸借対照表の様式には勘定式と報告式の2種類があります。勘定式は、資産を左側に負債と純資産を右側に表示したもので、左右のバランスが一目瞭然で、わ

かりやすいのが特徴です。報告式は資産、負債、純資産の順に配列されています。

会社法上は、勘定式、報告式のどちらも採用することは可能ですが、一度採用した方式は継続して採用することが求められています。

勘定式と報告式のひな型は、以下のとおりです。

貸借対照表のひな型（勘定式）

貸 借 対 照 表

平成〇〇年〇〇月〇〇日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
【流動資産】	【 ×××××】	【流動負債】	【 ×××××】
現金及び預金	×××××	支払手形	×××××
受取手形	×××××	買掛金	×××××
売掛金	×××××	短期借入金	×××××
有価証券	×××××	未払金	×××××
商品	×××××	未払費用	×××××
前渡金	×××××	前受金	×××××
前払費用	×××××	仮受金	×××××
短期貸付金	×××××	預り金	×××××
立替金	×××××	未払法人税等	×××××
仮払金	×××××	未払事業税	×××××
未収入金	×××××	未払消費税	×××××
繰延税金資産	×××××	繰延税金負債	×××××
貸倒引当金	△×××××	【固定負債】	【 ×××××】
【固定資産】	【 ×××××】	長期借入金	×××××
(有形固定資産)	(×××××)	長期預り金	×××××
建物	×××××	リース債務	×××××
建物附属設備	×××××		
構築物	×××××		
機械装置	×××××	負債の部合計	
車両運搬具	×××××	純資産の部	
器具及び備品	×××××		
土地	×××××	【株主資本】	【 ×××××】

建設仮勘定	×××××	(資本金)	(×××××)
(無形固定資産)	(×××××)	資本金	×××××
電話加入権	×××××	(資本剰余金)	(×××××)
のれん	×××××	資本準備金	×××××
特許権	×××××	(利益剰余金)	(×××××)
(投資その他の資産)	×××××	利益準備金	×××××
投資有価証券	×××××	別途積立金	×××××
出資金	×××××	繰越利益剰余金	×××××
長期貸付金	×××××	【自己株式】	【×××××】
長期前払費用	×××××	【評価・換算差額等】	×××××
会員権	×××××	その他有価証券差額	×××××
【繰延資産】	【×××××】	土地再評価差額金	×××××
開業費	×××××	【新株予約権】	【×××××】
開発費	×××××		
試験研究費	×××××	純資産の部合計	×××××
資産の部合計	×××××	負債及び純資産の部合計	×××××

貸借対照表のひな型（報告式）

貸借対照表

平成〇〇年〇〇月〇〇日現在

資産の部	
【流動資産】	
現金及び預金	×××××
受取手形	×××××
売掛金	×××××
有価証券	×××××
商品	×××××
前渡金	×××××
前払費用	×××××
短期貸付金	×××××
立替金	×××××
仮払金	×××××
未収入金	×××××
繰延税金資産	×××××
貸倒引当金	△×××××
流動資産合計	×××××

【固定資産】

(有形固定資産)

建	物	×××××
建	物 附 属 設 備	×××××
構	築 物	×××××
機	械 装 置	×××××
車	両 運 搬 具	×××××
器	具 及 び 備 品	×××××
土	地	×××××
建	設 仮 勘 定	×××××
有	形 固 定 資 産 合 計	×××××

(無形固定資産)

電	話 加 入 権	×××××
の	れ ん	×××××
特	許 権	×××××
無	形 固 定 資 産 合 計	×××××

(投資等)

投	資 有 価 証 券	×××××
出	資 金	×××××
長	期 貸 付 金	×××××
会	員 権	×××××
投	資 等 合 計	×××××

固 定 資 産 合 計 ×××××

【繰延資産】

開	業 費	×××××
開	発 費	×××××
試	験 研 究 費	×××××

繰 延 資 産 合 計 ×××××

資 産 の 部 合 計 ×××××

負 債 の 部

【流動負債】

支	払 手 形	×××××
買	掛 金	×××××
短	期 借 入 金	×××××
未	払 金	×××××
未	払 費 用	×××××
前	受 金	×××××

仮受金	×××××	
預り金	×××××	
未払法人税等	×××××	
未払事業税	×××××	
未払消費税	×××××	
繰延税金負債	×××××	
流動負債合計		×××××
【固定負債】		
長期借入金	×××××	
長期預り金	×××××	
リース債務	×××××	
固定負債合計		×××××
負債の部合計		×××××
	純資産の部	
【株主資本】		
(資本金)		
資本金	×××××	
資本金合計	×××××	
(資本剰余金)		
資本準備金	×××××	
資本剰余金合計	×××××	
(利益剰余金)		
利益準備金	×××××	
別途積立金	×××××	
繰越利益剰余金	×××××	
利益剰余金合計	×××××	
(自己株式)		
自己株式	△×××××	
株主資本合計		×××××
【評価・換算差額等】		
その他有価証券差額	×××××	
土地再評価差額金	×××××	
評価・換算差額合計		×××××
【新株予約権】		
新株予約権		×××××
純資産の部合計		×××××
負債及び純資産の部合計		×××××

(3) 貸借対照表作成の基準

貸借対照表の作成において、以下の流動と固定の区分、流動性配列法と固定性配列法、総額主義の原則および重要性の原則が重要な基準となります。

◆流動と固定の区分

貸借対照表の資産は流動資産、固定資産および繰延資産に区分され、負債は流動負債、固定負債に区分されます。

資産、負債を流動と固定に分類する基準として、正常営業循環基準と1年基準（ワンイヤー・ルール）があります。

正常営業循環基準とは、営業の循環サイクルである商品の仕入から販売にいたる流れの過程にある項目を流動（流動資産・流動負債）と考えるものです。1年基準とは、決算日の翌日から起算して1年以内に決済される債権および債務をそれぞれ流動資産：流動負債とし、それ以外は固定資産、固定負債とするものです。

実務上は、まず、正常営業循環基準を適用し、その基準で判断できなかったものには、さらに1年基準を適用し、流動と固定の項目を区分します。

正常な営業循環過程

